

地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。(最大250万円)

(詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2 / 3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など



措置内容

「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします
(最大250万円)。

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。
※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用例

事例①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

今後のスケジュール

受付開始 : 2023年9月20日(水)

応募締切 : 2023年12月12日(火)【第14回受付締切】※事業支援計画書発行の受付締切は12月5日(火)まで
※第15回受付締切のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法 : 原則jGrantsによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

小規模事業者持続化補助金事務局

電話番号 03-4330-3480

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00
(土日祝日、年末年始除く)



商工会議所地区HP



jGrants
(ID取得)